

世田谷区たばこ規則の改正(素案)に対する
区民意見募集の結果及び区の考え方について

1 意見募集期間

令和7年11月15日(土)から12月8日(月)まで

2 意見数

114件(51人…ホームページ46人、郵送3人、FAX1人、その他1人)

【内訳】

| 項目 | 意見件数 |
|---------------|------|
| 改正内容に関する意見 | 47件 |
| 喫煙マナーに関する意見 | 15件 |
| 普及啓発に関する意見 | 19件 |
| 喫煙場所に関する意見 | 15件 |
| 規則の適用範囲に関する意見 | 8件 |
| 喫煙全体に関する意見 | 5件 |
| その他の意見 | 5件 |

3 主な意見の概要及び区の考え方

① 改正内容に関する意見

| 番号 | 主な意見の概要 | 区の考え方 |
|----|----------------------|---|
| 1 | 規則に賛成(15件) | 規則を改正、徹底することにより、喫煙する人とならない人が相互に理解を深め、区民協働により地域のたばこマナーが向上するまちづくりの実現に向けて取り組みを進めていきます。なお、電子たばこについてはたばこ葉を使用しておらず、健康増進法の「たばこ」に該当しないため、対象としていません。 |
| 2 | 条例、たばこ規則の効果がある(1件) | |
| 3 | 加熱式たばこを対象にすべきでない(1件) | |
| 4 | 電子たばこも対象にすべき(3件) | |
| 5 | 規則を見直すべき(2件) | |
| 6 | 罰則規定が必要(22件) | 区民協働による地域のたばこマナー向上を目的に意識啓発や巡回指導等を継続的に実施してきた結果、路上喫煙率や吸い殻のポイ捨て数は着実に減少しています。そのため、新たに罰則を設けることは考えていませんが、今後も区民の皆さまとともに安心して暮らせる環境づくりを推進してまいります。 |
| 7 | 罰則を設けても効果がない(1件) | |
| 8 | 規則の厳格化をしてほしい(2件) | |

② 喫煙マナーに関する意見

| 番号 | 主な意見の概要 | 区の考え方 |
|----|------------------|---|
| 1 | 喫煙者のマナーが悪い(13件) | 環境美化指導員による指導に加え、広報紙、SNS、路面標示シート、電柱巻看板など様々な媒体を使って周知の徹底を図ってまいります。 |
| 2 | 事業者の配慮が必要(1件) | |
| 3 | 違反者への注意喚起の仕方(1件) | |

③ 普及啓発に関する意見

| 番号 | 主な意見の概要 | 区の考え方 |
|----|------------------------|---|
| 1 | 外国人への周知徹底をしてほしい(3件) | 周知チラシ、路面標示シート、電柱巻看板等の多言語対応を検討していきます。 |
| 2 | 道路、電柱への標示の充実をしてほしい(6件) | ルール改正のタイミングで、標示物をより充実させていきます。 |
| 3 | 分かりやすい周知をしてほしい(2件) | 環境美化指導員による指導に加え、広報紙、SNS、路面標示シート、電柱巻看板など様々な媒体を使って周知の徹底を図ってまいります。 |
| 4 | 周知が不足している(8件) | |

④ 喫煙場所に関する意見

| 番号 | 主な意見の概要 | 区の考え方 |
|----|----------------------|---|
| 1 | 喫煙場所の周知をしてほしい(1件) | 喫煙可能な場所のマップを作り、周知していきます。 |
| 2 | 閉鎖型喫煙場所の設置をしてほしい(3件) | 建築等の制約があり、閉鎖型喫煙場所の設置ができない場所もありますが、今後の整備の際は、閉鎖型喫煙場所を優先的に整備していきます。 |
| 3 | 区立公園を完全禁煙にしてほしい(1件) | 公園内でも指定喫煙場所であれば喫煙可としています。喫煙する人としらない人の相互理解によるたばこマナー向上に努めます。 |
| 4 | 喫煙場所を整備してほしい(8件) | 「広域生活・文化拠点」及び「地域生活拠点」等における駅周辺の道路、公園等の公有地を中心に整備し、「広域生活・文化拠点」でかつ環境美化指導員の指導件数等が著しく多い地区については、民有地を含めた整備を行っていきます。 |
| 5 | 喫煙場所を撤去してほしい(1件) | 喫煙場所の撤去については、路上喫煙や吸い殻のポイ捨ての増加が懸念されること |

| | | |
|---|--|---|
| | | から、現状では難しい面もあります。しかし、喫煙場所の形態等については、喫煙をされない方への影響等を十分に考慮しながら改修等の検討をしていきます。 |
| 6 | 紙巻たばこの喫煙場所が十分に確保されていない現状で、加熱式たばこ専用喫煙場所の整備は慎重に検討してほしい(1件) | 加熱式たばこ専用喫煙場所の設置に関しては、建物の利用制限上、火を使用できない場所等にも設置できるメリットがあります。なお、喫煙場所の整備については、紙巻たばこ、加熱式たばこのバランスを考慮して整備していきます。 |

⑤ ルールの適用範囲に関する意見

| 番号 | 主な意見の概要 | 区の考え方 |
|----|------------------|---|
| 1 | 私有地も禁煙にしてほしい(8件) | 民有地内での喫煙に関し、区の介入が難しい事案もありますが、すでにルールの内容に「公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止に配慮すること」と明記してあります。近隣の方へ配慮するよう周知していきます。 |

⑥ 喫煙全体に関する意見

| 番号 | 主な意見の概要 | 区の考え方 |
|----|---|-------------------|
| 1 | たばこの販売形式を変えた方が良い(1件) | ご意見を参考にさせていただきます。 |
| 2 | たばこの購入者は10円多く支払い、指定の場所で処分したら戻ってくるなどしてはどうか(1件) | |
| 3 | たばこを販売禁止にしてほしい(1件) | |
| 4 | たばこを製造、販売する責任をとらせる(2件) | |

⑦ その他の意見

| 番号 | 主な意見の概要 | 区の考え方 |
|----|---------------------------------------|-------------------|
| 1 | 取り締まるために税金を使うのは無駄である(1件) | ご意見を参考にさせていただきます。 |
| 2 | たばこを捨てられるごみ箱を設置し、ポイントカードを導入してはどうか(1件) | |
| 3 | ごみの写真展を行い、区民にごみの | |

| | | |
|---|---|--|
| | 多さを知ってもらい、意識付けを行う。(1件) | |
| 4 | ポイ捨て、犬の糞、迷惑駐車などを通報するアプリがあれば便利ではないか(1件) | |
| 5 | 喫煙者がいなければ路上喫煙は発生せず、路上喫煙が発生しなければポイ捨ては発生しないので喫煙者を減らす工夫を(1件) | |

4 世田谷区たばこ規則の改正(案)

別紙1、別紙2のとおり

※前文に世田谷区たばこ規則の理念を追加し、規則の内容が変わらない範囲で分かりやすいように表現を見直しました。また、素案で6番目の項目となっていたポイ捨てに関して、改正案では2番目の項目に移動しました。

5 今後のスケジュール

令和8年7月1日 施行予定

6 問い合わせ先

世田谷区環境政策部環境保全課

電話03-6432-7137

世田谷区たばこルール（素案）からの変更点

| 改正案 | 素案 |
|--|--|
| <p data-bbox="490 209 775 236">世田谷区たばこルール</p> <p data-bbox="176 284 1111 387"><u>たばこを吸う人と吸わない人がお互いに理解しあい、区民、事業者、行政が協力してたばこマナーが向上するまちづくりを進めるため、「世田谷区たばこルール」を定めます。</u></p> <p data-bbox="150 432 1111 501">1 道路、公園では、指定喫煙場所を除き喫煙をしてはならないものとします。</p> <p data-bbox="150 584 1111 652">2 道路、公園、<u>他人の土地などに、吸い殻や空き缶などをポイ捨てしては</u>ならないものとします。<u>(素案の6番目から2番目に移動)</u></p> <p data-bbox="150 697 1111 766">3 <u>家の外、店の前などの屋外では、公共の場所にいる人にたばこの煙で迷惑を</u>かけないよう配慮するものとします。</p> <p data-bbox="150 810 1111 879">4 屋外の<u>みんなに開放された場所では、歩きたばこや自転車に乗りながらの喫煙</u>はしないよう努めるものとします。</p> <p data-bbox="150 997 1111 1066">5 事業者は、<u>店舗、事務所などの敷地では</u>、灰皿の撤去、移設、適切な喫煙場所の確保等の環境整備、ルール周知の協力を努めるものとします。</p> <p data-bbox="150 1184 1111 1252">6 区は、指定喫煙場所を整備するとともに、要件を満たす民間の喫煙場所を指定喫煙場所に指定します。</p> <p data-bbox="150 1409 775 1439">※「たばこ」には「加熱式たばこ」も含まれます。</p> | <p data-bbox="1442 209 1727 236">世田谷区たばこルール</p> <p data-bbox="1205 284 1359 311"><u>(新規追加)</u></p> <p data-bbox="1144 432 2056 536">1 <u>区民等（区内に住んでいる人、働いている人、訪れる人）は、区内全</u>域の道路、公園（<u>身近な広場を含む</u>）では、指定喫煙場所を除き喫煙をしてはならないものとします。</p> <p data-bbox="1144 697 2056 766">2 <u>区民等は、道路、公園以外の屋外で喫煙する場合には、公共の場所</u>にいる<u>区民等へのたばこの煙による迷惑防止に</u>配慮する<u>こと</u>とします。</p> <p data-bbox="1144 810 2056 951">3 <u>区民等は、区内全域で喫煙禁止である道路、公園はもとより、それ以</u>外の屋外の<u>公共の場所及び公開空地（日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用することができる敷地をいう。）</u>においても、歩きたばこ（<u>自転車乗車中を含む</u>）はしないよう努めるものとします。</p> <p data-bbox="1144 997 2056 1137">4 事業者は、<u>公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止を</u>図るため、<u>その有する敷地内において</u>、灰皿の撤去、移設、適切な喫煙場所の確保等の環境整備、ルール周知の協力を努めるものとします。</p> <p data-bbox="1144 1184 2056 1252">5 区は、<u>道路、公園、公共の場所等</u>に指定喫煙場所を整備するとともに、要件を満たす民間の喫煙場所を指定喫煙場所に指定します。</p> <p data-bbox="1144 1297 2056 1366">6 <u>区民等は、みだりに道路、公園、公共の場所等に吸い殻等（空き缶な</u>どのごみ類を含む）を捨ててはならないものとします。</p> <p data-bbox="1144 1409 1769 1439">※「たばこ」には「加熱式たばこ」も含まれます。</p> |

世田谷区たばこルール（案）

たばこを吸う人と吸わない人がお互いに理解しあい、区民、事業者、行政が協力してたばこマナーが向上するまちづくりを進めるため、「世田谷区たばこルール」を定めます。

- 1 道路、公園では、指定喫煙場所を除き喫煙をしてはならないものとします。
- 2 道路、公園、他人の土地などに、吸い殻や空き缶などをポイ捨てしてはならないものとします。
- 3 家の外、店の前などの屋外では、公共の場所にいる人にたばこの煙で迷惑をかけないように配慮するものとします。
- 4 屋外のみんなに開放された場所では、歩きたばこや自転車に乗りながらの喫煙はしないよう努めるものとします。
- 5 事業者は、店舗、事務所などの敷地では、灰皿の撤去、移設、適切な喫煙場所の確保等の環境整備、ルール周知の協力を努めるものとします。
- 6 区は、指定喫煙場所を整備するとともに、要件を満たす民間の喫煙場所を指定喫煙場所に指定します。

※「たばこ」には「加熱式たばこ」も含まれます。